

2025

履修ガイド

看護学部



新潟薬科大学

Niigata University of Pharmacy and Medical and Life Sciences

目 次

新潟薬科大学の理念	1
看護学部の教育目標及び方針（ポリシー）	1
看護学部学年暦	3

履修の手引

・ 学習にあたって	5
・ 授業科目の履修	8

諸 規 程

・ 新潟薬科大学看護学部授業科目履修規程	15
・ 年次別授業科目単位配分表	17
・ 新潟薬科大学看護学部進級基準	21
・ 新潟薬科大学看護学部受験心得	22
・ 新潟薬科大学看護学部GPA制度及びCAP制に関する取扱要項	23

資 料

・ カリキュラムマップ	25
・ カリキュラムツリー	27

新潟薬科大学の理念

生命の尊厳に基づき、医療科学及び生命科学分野の教育と研究を通して、人々の健康の増進、環境の保全、国際交流や地域社会の発展に貢献する高い専門性と豊かな人間性を有する有為な人材の育成とともに、社会の進歩と文化の高揚に有益な研究成果の創出を理念とする。

看護学部の教育目標及び方針（ポリシー）

【教育研究上の目的】

看護学部は、「実学一体」の精神のもと、生命の尊厳に基づく医療人としての倫理観と豊かな人間性をもち、看護学に係る専門知識・技能を習得し、人々が目指す健康と暮らしをサポートできる看護実践力、並びに看護学の進展に資する研究心及び自己研鑽力を有し、保健・医療・福祉の専門家と連携・協働して社会に貢献できる看護者を育成することを目的とする。

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

看護学部の教育の目的及び育成する人材に基づき教育課程を修め、卒業要件として定めた単位以上を修得した者に「学士（看護学）」の学位を授与する。

なお、卒業までに看護学部看護学科学生が身につけるべき能力は次の通りである。

1. プロフェッショナルリズム

看護の役割を理解し、その責務を果たす能力、及び人間性を育む教養と倫理観を備え、生涯にわたり自己研鑽を怠るとともに、看護学の発展や必要な役割の創造に寄与することができる能力。

2. コミュニケーション能力

看護実践及び保健・医療・福祉チームと連携・協働するために不可欠な、人間関係の成立・発展に資するコミュニケーション能力。

3. 看護学の知識・技能・態度に基づく看護実践力

看護学の専門知識・技能・態度を修得し、アセスメント結果に基づく根拠ある看護を実践する能力。

4. 問題発見・解決力

科学的探究心を備え、看護学に関わる諸問題を発見し、必要な情報を収集・評価して論理的思考をもとに解決策を提示できる能力。

5. 地域社会への貢献力

保健・医療・福祉における連携の重要性を理解し、地域の人々の疾病予防、健康・自立に貢献できる能力。

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

看護学部看護学科では、学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との一

体性と整合性に留意しつつ、卒業までに学生が身につけるべき資質や能力を修得するための教育課程編成・実施方針を次のとおり定めることとする。

1. 人間形成に資する教養及び医療人としての倫理観を涵養するとともに、学習姿勢・態度を醸成するためのカリキュラムを編成し、成果は科目試験で評価する。

具体的には、人々の生活と健康、文化に関わる人文社会・教育科学、自然科学に関する知識、主体的学習方法を獲得するための科目を配置する。

2. 看護師・保健師に求められる看護実践力及び保健・医療・福祉チームの連携・協働における調整やメンバー・リーダーシップに不可欠なコミュニケーション力を育成するカリキュラムを編成し、成果は科目試験、臨地実習で評価する。

具体的には、人や社会・文化を理解する科目、人間関係に関わる科目、外国語を学修する科目を配置する。

3. 看護師・保健師に求められる専門基礎知識、専門知識・技術・態度及びそれらの統合実践力を段階的に修得するためのカリキュラムを編成し、成果は科目試験、臨地実習で評価する。

具体的には、人間・健康・社会環境の理解に関わる科目を配置するとともに、基礎看護学領域から発達段階別看護領域、看護統合領域ごとの専門知識・技術・態度を講義・演習・実習と段階的に学修し、看護実践力を育成する科目を配置する。

4. 看護専門職に求められる看護実践の質向上や看護学の進展に貢献する基盤となる問題発見・解決に資する研究心を醸成するとともに、看護研究の基礎的な知識・実践力を育成するカリキュラムを編成し、成果は科目試験、卒業論文等で評価する。

具体的には、課題探求に関わる科目、社会のニーズや新たな医療に対応する科目を配置する。

5. 多様に変化する地域社会の看護の課題に対応し、地域の人々の健康生活の自立に貢献できる能力を涵養するためのカリキュラムを編成し、成果は科目試験及び臨地実習で評価する。

具体的には、地域・在宅看護、チーム医療に関わる科目を講義・演習・実習と段階的に学修し、地域における看護実践力を育成する科目を配置する。

2025年度 看護学部学年暦

#: 行事日、◎: 定期試験、○: 追再試験、♪: 集中講義、★: 履修登録期間

_: 振替授業日、*: 祝日、○内の数字: 学年、●内の数字: 各曜日の授業週

【前期】

日	月	火	水	木	金	土	行事予定
			1	#2	#3	#4	2-3: ①新入生オリエンテーション、健康診断、前期教科書等販売、履修相談 4: ②③オリエンテーション、健康診断、前期教科書等販売 5: 入学式、保護者説明会 9: 前期授業開始 8-14: 前期選択科目履修登録修正・取消期間 12: ①新入生歓迎会 29: 昭和の日
4	6	7	★8 ①	★9 ①	★10 ①	★11 ①	#12
	13	★14 ①	15 ②	16 ②	17 ②	18 ②	19
月	20	21 ②	22 ③	23 ③	24 ③	25 ③	26
	27	28 ③	*29 ④	30 ④			
					1	2	3: 憲法記念日 4: みどりの日 5: こどもの日 6: 振替休日 8(木): 月曜授業 9(金): 火曜授業
5	*4	*5	*6	7 ⑤	8 (月) ⑤	9 (火) ⑥	10
	11	12 ⑤	13 ⑤	14 ⑥	15 ⑥	16 ⑥	17
月	18	19 ⑥	20 ⑥	21 ⑦	22 ⑦	23 ⑦	24
	25	26 ⑦	27 ⑦	28 ⑧	29 ⑧	30 ⑧	31
							9-13: ①前期前半科目定期試験期間 9-20: ②③前期前半科目定期試験期間 14: 開学記念日 23-25: ①前期前半科目定期試験成績開示、前期前半科目追再試験手続期間 30-7-2: ②③前期前半科目定期試験成績開示、前期前半科目追再試験手続期間 30-7-4: ①前期前半科目追再試験期間
6		◎9 ⑨	◎10 ⑨	◎11 ⑩	◎12 ⑨	◎13 ⑩	#14
	15	◎16 ⑩	◎17 ⑩	◎18 ⑪	◎19 ⑩	◎20 ⑩	21
月	22	23 ⑪	24 ⑪	25 ⑫	26 ⑪	27 ⑪	28
	29	○30 ⑫					
			○1 ⑫	○2 ⑬	○3 ⑫	○4 ⑫	5
7		6	7 ⑬	8 ⑬	9 ⑭	10 ⑬	11
	13	14 ⑭	15 ⑭	16 ⑮	17 ⑭	18 ⑭	19
月	20	*21	22 ⑮	23 (月) ⑮	24 ⑮	25 ⑮	26
	27	28	◎29	◎30	◎31		
					◎1		7/29-8/6: ①②③前期後半科目定期試験期間 10-19: 大学夏季休業 11: 山の日 25: ①②③前期後半科目定期試験成績開示 25-9/2: ①②前期後半科目追再試験手続期間 25-29: ①基礎看護学実習Ⅰ【西新洞中央病院キャンパス】 25-27: ③前期後半科目追再試験手続期間 28-29: ③前期後半科目追再試験期間
8		3	◎4	◎5	◎6	7	8
	10	*11	12	13	14	15	16
月	17	18	19	20	21	22	23
	24	*25	26	27	○28	○29	30
	31						
			○1	○2	○3	○4	○5
9		7	○8	○9	10	11	12
	14	*15	16	17	18	19	20
月	21	*22	*23	24	25	★26 ①	27
	28	★29 ①	★30 ①				

【後期】

日	月	火	水	木	金	土	行事予定
				★1 ①	#★2 ①	3	4
10	5	6 ②	7 ②	8 ②	9 ②	10	#11
	#12	*13	14 ③	15 ③	16 ③	17 ③	#18
月	19	20 ③	21 ④	22 ④	23 ④	24 ④	25
	26	27 ④	28 ⑤	29 ⑤	30 ⑤	31 ⑤	
							2: ①防災訓練 10: 休講 11-12: 新米祭 13: スポーツの日 18: 総合型選抜試験(前期) 27-11/21: ②在宅看護論実習
							3: 文化の日 4(火): 月曜授業 15: 学校推薦型選抜試験、特別選抜試験 20-21: ③後期前半科目定期試験期間 23: 勤労感謝の日 24: 振替休日 25-12/19: ③領域別実習 26(水): 月曜授業 27-12/3: ①後期前半科目定期試験期間
11	2	*3	4 (月) ⑤	5 ⑥	6 ⑥	7 ⑥	8
	9	10 ⑥	11 ⑥	12 ⑦	13 ⑦	14 ⑦	#15
月	16	17 ⑦	18 ⑦	19 ⑧	◎20 ⑧	◎21 ⑧	22
	*23	*24	25 ⑧	26 (月) ⑨	◎27 ⑨	◎28 ⑨	29
	30						
		◎1 ⑨	◎2 ⑨	◎3 ⑨	4 ⑩	5 ⑩	6
12	7	8 ⑩	9 ⑩	10 ⑩	11 ⑪	12 ⑪	13
	14	○15 ⑪	○16 ⑪	○17 ⑫	○18 ⑫	○19 ⑫	#20
月	21	22 ⑫	23 ⑫	24	25	26	27
	28	29	30	31			
							11-12: ①後期前半科目定期試験成績開示、後期前半科目追再試験手続期間 15-19: ①後期前半科目追再試験期間 20: 学校推薦型選抜試験、総合型選抜試験 23: ③後期前半科目定期試験成績開示、後期前半科目追再試験手続期間 23: 12月授業終了 24-1/4: 大学年末年始休業
1					*1	2	3
	4	5 ⑬	6 ⑬	7 ⑭	8 ⑬	9 ⑬	10
	11	*12	13 ⑬	14 ⑭	15 (金) ⑭	16	#17
月	#18	19 ⑭	20 ⑮	21 ⑮	22 ⑮	23 ⑮	24
	25	26 ⑮	*27 ⑮	28 ⑮	29 ⑮	30	31
							1: 元日 5: 1月授業再開 12: 成人の日 13-2/20: ③領域別実習 13-14: ①後期前半科目追再試験成績開示 15(木): 金曜授業 16: 休講(③領域別実習は除く) 17-18: 大学入学共通テスト 19-20: ③後期前半科目追再試験成績開示 27: 一般選抜試験前期 29: 後期授業終了 30: 補講日
2		1	◎2	◎3	◎4	◎5	◎6
	8	◎9	◎10	*11	12	13	14
月	15	16	#17	○18	○19	○20	21
	22	*23	○24	○25	○26	○27	28
							2-10: ①後期後半科目定期試験期間 11: 建国記念の日 17: ①②後期後半科目定期試験成績開示・配付、後期科目追再試験手続期間 18-20: ②後期後半科目追再試験期間 19-27: ①後期後半科目追再試験期間 23: 天皇誕生日 24-3/8: ②基礎看護学実習Ⅱ
3		1	2	3	#4	5	6
	8	9	10	#11	12	13	14
	15	16	17	18	#19	*20	21
月	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				
							4: 一般選抜試験後期 11: ①②③学年末成績開示、進級判定結果発表 19: 卒業式 20: 春分の日 3月: 臺州・大学研修事業(予定)

履修の手引

学習にあたって

学年と学期

学年は、前期（4月1日～9月30日）と後期（10月1日～翌年3月31日）の2期に分かれています（新潟薬科大学学則（以下、「学則」という）第16条）。なお、前期・後期の授業日数を調整するため、前期の終期及び後期の始期を変更する場合があります。学年暦や時間割、ポータルサイト（Portal site）等をしっかりと確認してください。

単位制度

単位は修学の量を示す基準となるものです。大学における修学は、授業と自主的な学習から成り立ちます。したがって、平素の授業を中心にして、自ら学習する姿勢を養うことが必要です。授業科目について定められた時間数の学習をし、試験などで合格と判定されることにより、単位を修得することになります。1単位修得に必要な時間数は、授業時間と自学自習時間を合わせて45時間と定められています。さらに、1単位に必要な授業時間は、講義・演習科目では15時間から30時間、実験・実習・実技科目では30時間から45時間と定められています（学則第33条）。

授業時間、時限

授業は1コマ90分で、次のとおり行います。新津キャンパス（1年次）、西新潟中央病院キャンパス（2～4年次）ともに授業時間は同じです。

- 第1時限 9：00～10：30
- 第2時限 10：40～12：10
- 第3時限 13：10～14：40
- 第4時限 14：50～16：20
- 第5時限 16：30～18：00

教室

授業が実施される教室・実験室等は、時間割に教室番号で表示されています。教室番号は学生便覧の「校舎配置図及び教室等案内」を参照してください。

授業科目の区分

看護学部の授業科目には、次のような区分があります。

(1) 履修方法によるもの

必修科目…全員が必ず履修しなければならない科

目です。一部の必修科目はクラス指定がされていて、指定されたクラスで履修しなければなりません。

選択科目…一定の科目群の中から自由に選択して履修する科目です。ただし、一定の科目群から一定の単位数を修得する必要があります。

(2) 授業実施時期によるもの

前期科目…前期に授業が行われる科目。

後期科目…後期に授業が行われる科目。

通年科目…1年を通じて授業が行われる科目。

集中講義科目…特別に一定の時期に集中して授業が行われる科目。実施時期は科目により異なります。

授業計画（シラバス）

「授業計画（シラバス）」は、開講される科目の次の各項目について要点をまとめたものです。サイバーキャンパス（Cyber-Campus）やシラバス検索システムで確認することができます。

- ・授業概要
- ・実務経験
- ・到達目標
- ・授業計画（各回の授業項目、授業内容、授業方式、授業外学習（予習・復習）、担当教員）
- ・教科書、参考書
- ・成績評価方法、基準
- ・課題に対するフィードバック方法
- ・連絡先（オフィスアワー、研究室名、メールアドレス）
- ・その他

授業開始前に熟読し、授業開始以降も必要に応じて参照してください。

予習・復習の励行

授業の内容を効率的に理解するためには、予習・復習を行うことが大切です。大学の授業は予習・復習などの自学自習が前提となっています。授業を受ける前にシラバスや教科書等を確認して予習をし、授業後には、理解できなかった内容や疑問点について自分で調べたり、科目担当教員に質問するなどの復習に努めてください。

授業中、授業直後はもちろん、それ以外の時間でも遠慮することなく科目担当教員に質問にきてくだ

さい。質問可能時間はシラバスのオフィスアワーの項を参照してください。

出席の励行

授業は原則として必ず出席しなければなりません。科目担当教員は、各自の工夫で教科書とは違った授業の進め方をしたり、より詳しい説明をすることが多くあります。教員の説明をよく聞き、自身の確実な知識とすように取り組む姿勢が望まれます。各授業での出席確認は、その授業担当教員が行うのでその指示に従ってください。

出欠管理システム

授業を受講する際に、講義室入口に設置している出席管理端末（以下「端末」）に学生証をかざし、読み込みを行うことで当該授業への出席が登録されます。出欠管理システムに関して、以下の注意事項をよく確認してください。

1. 出席を登録できる時間は、**授業開始10分前～授業開始30分後（40分間）**までであり、端末に「**受付中**」と表示されている**時間のみ**となります。この時間以外に登録できません。

【例】 新津キャンパス、1限の場合、8：50～9：30まで。

2. 学生証を忘れた場合や授業に出席していたが登録を失念した場合は、**当該授業開始前または終了直後**、当該授業担当教員にその旨申し出てください。後日申し出があった場合、当該授業の出席が確認できないことがあるので、出席していたとしても出席が認められない可能性があります。したがって必ず授業前後に当該授業担当教員に伝えるようお願いします。

3. 集中講義など、同じ授業を連続コマで受講する場合は、**時限ごと**に出席を登録してください。

【例】 3～5限で同じ講義を受講する場合、3限・4限・5限それぞれ登録する。

4. 授業科目によっては、独自の方法（小テスト、リアクションペーパー等）で出席を確認する場合があります。**その場合は、授業担当教員の指示に従ってください。**

5. 端末の設置場所は次の講義室です。端末を設置していない教室で授業を実施する場合は登録不要です（授業担当教員が別の方法で出席を確認します）。

【端末設置講義室】

（新津キャンパス）B101～B105、B201～B205、

B301～B303、CB201、HB101、J201

（新津駅東キャンパス）NE301～NE304、NE401、NE402

（西新潟中央病院キャンパス）201～203、204（大講義室）、301～302

欠席の届出

授業を欠席した場合は、速やかに欠席の事由を証明する書類を添付し、「欠席届」（事務部設置）を提出してください。届出により大学が適当と認めた場合は、欠席に算入しません（看護学部授業科目履修規程（以下、「履修規程」という）第3条）。

区分	事由	証明書類	適用期間
公認欠席・追試験受験に該当する欠席	忌引き	・会葬礼状	事由発生日を1日目として、連続する以下の日数（休日を含む） 父母の喪：7日以内 祖父母・兄弟姉妹の喪：5日以内 その他親族の喪：1日以内
	学校保健安全法施行規則に示されている感染症に罹患した場合	学生便覧（学生相談>感染症）を参照 ※罹患した感染症によって、証明書類・適用期間が変わります。	
	災害により被災した場合	・被災証明書など公的機関が発行する証明書 ※取得に時間を要する場合は、大学に相談してください。	事由発生から相当の期間
	裁判員制度による場合	・裁判員の職務に従事した期間に関する証明書	裁判所の発行する裁判員の職務に従事した期間
	公共交通機関の遅れによる場合	・遅延証明書	事由発生日
	スポーツなどの大会参加 ※全国大会ならびに北信越大会をはじめとしたブロック大会以上に限る。	・大会要項、パンフレットなど 大会出場を確認できる書類	大会に出場する期間（試合日ほか前後日の移動を含む）
その他、大学がやむを得ない事情として認めた場合	その事由を証明できる書類	大学が認めた期間	
上記以外	例： 寝坊 体調不良 公共交通機関以外での遅れ 就職活動 ボランティア活動	特になし	

受講マナー

授業には教員も学生も真剣に取り組んでいます。

授業の妨げになる私語、遅刻、授業中の入退室などの行為は厳に慎んでください。また、教室内ではスマートフォン、携帯電話などの電源を切るか、マナーモードにしてください。

休 講

授業担当教員がやむを得ず授業を実施できないことがあります。これを休講といいます。休講の場合は原則として予めポータルサイトに掲示します。連絡なしに授業担当教員が教室に来ないときは、授業開始時間から30分を経過した後「自然休講」となります。同一の授業科目で休講回数が多いなどの問題があれば、事務室まで申し出てください。

授業の振替と補講

授業担当教員の都合により、他の授業科目と授業時間を振り替えることがあります。また、授業の進度の遅れや休講を補う措置として補講を実施することがあります。いずれもポータルサイトに掲示して連絡します。

授業科目の履修

履修計画

大学の授業科目は、バラバラに独立して作られているのではなく、相互に関連し合うように組み立てられています（カリキュラムマップ、履修規程別表第1を参照）。低学年から高学年へと授業を順序良く履修することによって、知識・技能・態度を積み上げていくこととなります。卒業要件(学則第44条)となっている単位数は必要最低限の条件です。

履修申請

(1) 必修科目の履修申請

通常は履修申請の必要はありません。自動的に登録されます。

(2) 選択科目の履修申請

選択科目の履修申請の方法や締切日は、年度初めのオリエンテーションやポータルサイトで通知します。申請期限後の履修科目変更は、原則として認められませんので、必ず期限内に手続きしてください。

(3) 留年した学年次における履修申請

① 未修得科目の取り扱い

未修得の必修科目については必ず時間割に定められた曜日・時限において再履修（授業科目を再び履修すること）して単位を修得しなければいけません。この場合、履修申請の必要はありません。

未修得の選択科目については、再履修にあたって履修申請が必要です。また、単位修得を放棄して、他の選択科目を履修申請することができます。

② 既修得科目の取り扱い

留年した場合、既に修得している必修科目・選択科目を再履修することが可能です。この場合には履修申請を忘れずに行ってください。また、既に修得している科目を再履修したときの成績の取り扱いについては「留年した学年次における再履修科目の成績（p.10）」に記載のとおりです。

(4) 未修得の選択科目について

2年次以降で未修得の選択科目を履修することは可能です。ただしこの場合、同じ曜日・時限の「必修科目」を重複して履修することはできません。この点に注意して履修計画を立ててください。

また、2年次以降は西新潟中央病院キャンパスで授業を受けますので、新津キャンパスで開講する1年次科目の再履修が難しくなります。1年次の選択科目を2年次以降に持ち越さないよう、履修計画に沿って確実に履修し単位を修得してください。

(5) 【2025年度以降入学生】進級した学年次における不合格必修科目の履修申請

不合格の必修科目の履修申請については原則不要です。再履修は授業への出席を原則としますが、再履修科目が在籍学年の必修科目と授業時間が重複する場合やキャンパス間移動を伴い履修が困難場合があります。この場合、前年度の当該科目の出席回数が3分の2を超えていて、かつ科目担当教員が適当と認めた場合に限り、再履修科目出席免除申請を行うことで授業の履修を出席以外の他の方法に代えることがあります（履修規程第12条）。詳しくは科目担当教員、教務課または西新潟中央病院キャンパス事務室に問い合わせてください。

C A P 制

CAP制は各年度の履修登録単位数の上限を設けるもので、看護学部では、各年度の履修登録単位数の上限を48単位とします。本制度は、単位制度を実質化(1単位当たり必要な45時間の学修時間を確保)し、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保、授業内容を深く真に身につけることを目的としています。なお、CAP制には次の授業科目は含めません。

- ・履修登録取消期間に、履修取消申請書により申請があった科目
- ・履修取消期間を経過した後、休学、病気欠席等のやむを得ない事由で、学生から履修取消申請書により申請があった科目で、看護学部が許可した科目

保健師課程について

看護学部卒業のための必要な単位を修得し、保健師課程において特定の選択科目を履修し、単位を修得した学生は、「保健師国家試験受験資格」を取得できます。

(1) 保健師国家試験受験資格取得要件

保健師国家試験受験資格取得のためには、次表に示す授業科目をすべて履修し、卒業要件単位

128単位に保健師課程科目7科目13単位（表で※が付いている授業科目）を加えた141単位以上を修得する必要があります。（履修規程別表第1を参照）

区分	授業科目	配当年次	単位数		
			必修	選択	
専門教育に関する授業科目 （専門基礎科目）	健康と社会環境	家族看護学	1	1	
		疫学	3	2	
		保健医療福祉行政論	3	2	
		保健統計学	3	2	
専門教育に関する授業科目 （専門教育科目） ※保健師課程履修者のみ履修可能科目	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	2	2	
		※公衆衛生看護活動論Ⅰ	3	2	
		※公衆衛生看護活動論Ⅱ	3	2	
		※公衆衛生看護管理論	3	2	
		※公衆衛生看護政策論	4	1	
		※公衆衛生看護学演習	4	1	
		※公衆衛生看護学実習Ⅰ	4	2	
		※公衆衛生看護学実習Ⅱ	4	3	
		地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論	1	2
			地域・在宅看護関係法規	2	1
地域・在宅看護技術演習	2		2		
精神看護学	精神看護学実践論	2	1		
看護統合と課題探究	災害看護学	4	1		

(2) 保健師課程の定員

看護学部において「保健師国家試験受験資格」を取得するための選択科目を履修する学生（以下「保健師課程履修者」という。）の定員は最大で「20人」となります。

(3) 保健師課程履修者の選抜方法と時期

保健師課程履修者の選抜にあたっては、「2年次後期までの成績」と「面接試験」を総合的に評価します。

① 保健師課程選抜試験の受験申請及びエントリーシートの提出（2年次12月～1月頃）

保健師を志望する意思の確認であり、保健師への興味関心と学習意欲があることを確認します。

② 1年次から2年次後期までの成績の確認

成績を確認するとともに、3年次への進級基準を満たしているかを確認します。

③ 面接試験（2年次1月～2月頃）

「保健師課程選抜試験エントリーシート」をもとに、保健師になるための熱意を持っているかを面接により確認します。

志望動機、表現力、判断力などを点数化して評価します。

(4) 保健師資格取得者（保健師国家試験合格者）が取得できる免許

保健師資格取得者（保健師国家試験合格者）は、それぞれ必要な要件をとることで次の免許を取得できます。

① 第一種衛生管理者免許

労働基準監督署あるいは都道府県労働局へ申請

② 養護教諭二種免許

必要な選択科目（1年次開講科目「スポーツ」、4年次開講科目「日本国憲法」及び「健康とスポーツ」）の単位を修得し、都道府県教育委員会へ申請

試験の種類

履修科目の単位を認定する試験には、定期試験、追試験、再試験及びその他の試験の4種類があります。

(1) 定期試験

前期末及び後期末等の決まった期間に行われる試験です（学年暦を参照）。授業時間（コマ）数の3分の1を超えて欠席していると受験できません（履修規程第4条）。ただし、公欠、忌引は欠席に算入しません（履修規程第3条）。

定期試験を欠席したときは、1週間以内に試験欠席届及び証明書を提出しなければいけません。提出を怠ったときは、(2)の追試験を受験できなくなります（履修規程第7条）。

(2) 追試験

公共交通機関の乱れ、天災の発生、忌引き等のやむを得ない事情により、定期試験またはその他の試験を受験できなかった者に対して行う試験です（履修規程第7条）。その際、1週間以内に試験欠席届とその理由を証明する書類（医師の診断書など）を提出しなければいけません。

追試験は1科目につき1,000円の手数料を納める必要があります。追試験の評価は、90点を最高点とします。

(3) 再試験

定期試験等の成績評価が不合格の者に対して、

科目担当教員が必要と認めた場合、その年度中に行われる試験です（履修規程第8条）。再試験の評価は、60点を最高点とします。再試験の受験手続きは所定の期日に行ってください。その際、1科目につき2,000円の手数料を納める必要があります。

(4) その他の試験

科目担当者が科目指導や成績評価のために必要と認めたとときに実施されることがあります。

試験に関する諸注意

実施日時、場所など、試験に必要なことは、すべてポータルサイトに掲示されます。試験を受けるためには、学生証が必要です。忘れた場合は、事務部で仮学生証の交付を受けてください。

受験時は、指定された席に座り、筆記用具や別途指示される持ち込みを許可された物以外の携帯品は試験監督者が指示する場所に置き、学生証は通路側に置いてください。スマートフォン、携帯電話などの電源は必ず切ってください。遅刻者は、試験開始30分以内に限り受験が認められます。原則として試験開始からの30分間と試験終了前5分間は退席できません。その他、特別に定める事項がある場合には、それに従ってください。不正行為があった場合は、演習・実習科目を含め当該学期中の全ての科目の試験結果がすべて不合格となり、その時点で留年が決定します。

なお、試験における不正行為等とは、以下の(1)～(11)の項目に該当する行為をいいます（受験心得）。

- (1) 机上や見える位置に事前に書き込みをする、またはそれに類する物品を故意に配置し、それを閲覧する。
- (2) 許可されていない物品を机上に置く、身につけるまたは使用する。
- (3) 解答開始の指示の前に、問題を閲覧するまたは解答を始める。
- (4) 他人の学生証を提示するまたは他人の氏名を解答用紙に記入する。
- (5) 他の受験者と会話するまたは解答を教える。
- (6) 他の受験者の解答用紙等を見るまたは解答を教わる。
- (7) 解答用紙を提出する前に、問題用紙を場外へと持ち出す。
- (8) 解答用紙を試験監督者に提出せずに、場外へと持ち出す。
- (9) 解答終了の指示があつたにもかかわらず、解

答を続ける。

- (10) 試験監督者等の制止に関わらず、他人への迷惑行為を続ける。
- (11) その他、公正な試験の実施を阻害すると認められる行為をする。

学 業 成 績

各科目の学業成績は、シラバスに記載されている成績評価方法に従って評価されます。成績評価は、秀、優、良、可、不可の5種で表され、秀、優、良、可は合格、不可は不合格です（学則第39条）。そのほかに、以下のとおり表すものがあります。

否：授業出席回数不足により不合格（履修規程第4条）

欠：試験を欠席した

認：他大学等で修得した科目を認定された

なお、「不可」、「否」及び「欠」はいずれも不合格です。

【学業成績の評価基準】

区分	評価	評点	GP	評価基準
合格	S (秀)	90点以上	4.0	授業科目の到達目標を十分達成し、特に優れている
	A (優)	80点以上 90点未満	3.0	授業科目の到達目標を十分達成し、優れている
	B (良)	70点以上 80点未満	2.0	授業科目の到達目標を達成している
	C (可)	60点以上 70点未満	1.0	授業科目の到達目標を最低限達成している
不合格	D (不可)	60点未満	0.0	授業科目の到達目標を達成していない
	X (追欠)	欠		天災、疾病などやむを得ない事情により定期試験を欠席
	Y (欠)			試験を欠席
	Z (否)	否	授業出席回数不足により不合格	
認定	E (認)	単位認定科目	GP対象外	転学部などにより他学部等で修得した科目を本学部の単位として認定

留年した学年次における再履修科目の成績

留年した場合、不合格の必修科目は、原則再履修します。また、過年度修得済みの必修科目や選択必修科目を再履修することができます。過年度修得済みの再履修科目の成績の取り扱いについては、留年した学年次の再履修後の成績と当該科目の前年度の成績を比較し、評点の高い方を採用します。

【具体例①】 過年度修得済み（合格）の再履修科目

	過年度（留年前）		留年した学年次（再履修）		最終的な評点
	評点	区分	評点	区分	
A 科目	80	合格	90	合格	90
B 科目	80	合格	70	合格	80
C 科目	65	合格	40	不合格	65

【具体例②】 過年度未修得（不合格）の再履修科目

	過年度（留年前）		留年した学年次（再履修）		最終的な評点
	評点	区分	評点	区分	
D 科目	40	不合格	60	合格	60
E 科目	40	不合格	20	不合格	20

※E科目の場合、過年度および留年した学年次においても、単位未修得（不合格）のため、最新の評点が最終的な成績となる。

G P A 制度

GPA制度は、透明性の高い成績管理と履修指導、学生の責任のある履修行為の促進、学習意欲の向上を目的とし、次のとおり取り扱います。看護学部長はGPAによる成績分布状況を把握し、年間GPAが1.0以下の学生に対してはアドバイザー教員とともに学修指導を行うこととしています。

- (1) 各授業科目の成績評価に基づき、次の表のとおりグレード・ポイント（以下「GP」という。）を付します。評価とGPについては、「学業成績の評価基準」の表に記載のとおりです。
- (2) GPAは、履修した授業科目の単位数にGPを乗じ、その合計を履修単位数の合計で除して算出します。
- (3) GPAは小数第4位を四捨五入し、小数第3位までの数値とします。
- (4) GPAの対象科目は、当該年度において履修登録したすべての授業科目とします。ただし、次に掲げる科目は、当該年度のGPAの対象科目から除きます。

- ・学則第40条、41条及び42条により、本学の授業科目の履修により修得したのものとして単位認定された科目
- ・履修登録取消期間に、履修取消申請書により申請があった科目
- ・履修取消期間を経過した後、休学、病気欠席等のやむを得ない事由で、学生から履修取消申請書により申請があった科目で、看護学部が許可した科目

成績評価に対する異議申立て制度

成績評価に対する異議申立て制度は、成績評価の客観性及び厳格性を確保するため、設けられています。自身の成績評価に疑義がある場合は、以下の手順に従って、確認、異議申立てを行うことができます。

ア. 異議申立ての対象となるもの

- (1) 成績の誤記入等、科目担当教員の誤りであると思われる。
- (2) シラバス等により周知されている成績評価の方法及び基準に照らして、疑義がある。
- (3) その他（具体的な理由がある）

※以下のような理由は受け付けられません。

×科目担当教員に救済措置を求める嘆願。

（この単位がないと進級（卒業）できません。なんとかしてください。）

×他の学生との対比上の不満を訴えるもの。

（友人は60点だが、なぜ自分は58点なのか。）

×具体的な根拠がなく、その評価になった理由のみを問い合わせるもの。

（自分なりにがんばったと思うのだが、なぜ30点なのか。）

イ. 異議申立ての流れ

※フロー図も参照してください。

- (1) 成績評価に対する確認

成績開示日を含め、3日以内（土日祝日、大学休業日を除く）に、「成績評価確認願」に必要事項を記入しコピーを取り、科目担当教員に原本を提出、コピーを教務課または西新潟中央病院キャンパス事務室に提出してください。提出受付時に本人確認を行いますので、学生証を持参してください。非常勤講師担当科目、または、専任教員でも出張等で不在の場合は教務課または西新潟中央病院キャンパス事務室で受け付けます。

※メールや郵送では受付できません。必ず指定の様式で直接提出してください。

- (2) 確認に対する回答

「成績評価確認願」受理後、3日以内（土日祝日、大学休業日を除く）に、科目担当教員からの回答を教務課または西新潟中央病院キャンパス事務室から返却します。返却時に本人確認を行いますので、学生証を持参してください。

- (3) 成績評価に対する異議申立て

確認結果に対して異議がある場合は、成績評価確認に対する回答受理後、3日以内（土日祝日、

大学休業日を除く)に、「成績評価異議申立書」を教務課または西新潟中央病院キャンパス事務室に直接提出してください。提出受付時に本人確認を行いますので、学生証を持参してください。
 ※メールや郵送では受付できません。必ず指定の様式で直接提出してください。

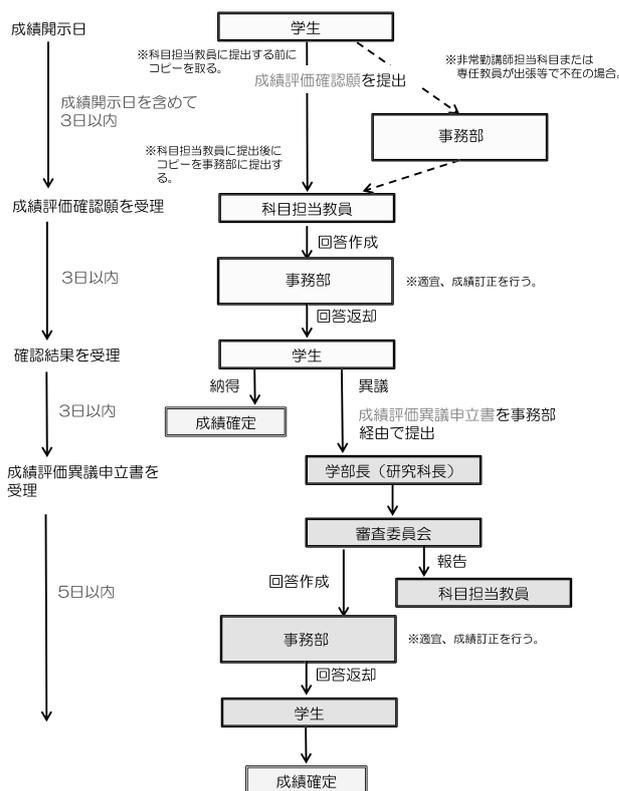
(4) 成績評価に対する異議申立てへの回答

審査委員会で検討を行い、「成績評価異議申立書」受理後5日以内(土日祝日、大学休業日を除く)に、教務課または西新潟中央病院キャンパス事務室から返却します。返却時に本人確認を行いますので、学生証を持参してください。

ウ. その他

- (1) 「成績評価確認願」「成績評価異議申立書」の提出にあたり、事実の誤認がないか、自身の課題提出状況や出席状況、科目担当教員からの指示内容を再確認し、確認や異議申立ての対象となる理由に該当する場合のみ提出してください。理由・根拠が不十分であるもの、虚偽の理由では受理できません。これらの書類は、科目担当以外の教員も確認しますので、誰が読んでも内容が理解できるように記入してください。
- (2) 成績開示時期に未採点となっている科目(集中講義科目など)については、個別に開示された日を基準として取り扱います。
- (3) 不合格科目について、成績評価の確認または異議申立てを行い、結果が通知されるまでの間は、既に開示されている成績評価に基づいて、必要な手続き等を行ってください。
- (4) 不合格科目について、成績評価の確認または異議申立てを行い、結果が通知されるまでの間に学期末を超える場合は、学部長の判断において諸手続きの取扱いが考慮される場合があります。

成績評価に対する異議申し立て手続きのフロー図



進級基準

各学年で所定の単位を取得することにより次学年に進級できます(履修規程第11条)。所定の単位を取得できなかった場合は、同一学年に在籍することとなり、これを留年といいます。

<令和5年度、令和6年度の入学生の場合>

(1) 1年次から2年次への進級基準

次の要件をいずれも満たす場合に限り、次の年度に2年次に進級することができます。

- (i) 当該年次の必修科目を全て修得していること
- (ii) 「教養に関する科目」の選択科目のうち、外国語科目を2単位以上修得していること

(2) 2年次から3年次及び3年次から4年次への進級基準

次の要件を満たす場合に限り、次の年度に1つ上位の学年に進級することができます。

- (i) 当該年次の必修科目を全て修得していること。ただし、複数年次に渡って開講される実習科目については、開講最終年次に成績評価を行うため、開講初年次の進級判定対象科目から除く。

<令和7年度以降の入学生の場合>

(1) 1年次から2年次への進級基準

次の要件をいずれも満たす場合に限り、次の年度に2年次に進級することができます。

- (i) 1年次の必修科目の「専門教育に関する授業科目（専門基礎科目）」及び「専門教育に関する授業科目（専門教育科目）」を全て修得していること。
 - (ii) 1年次の必修科目の「教養に関する科目」（情報リテラシー基礎及び情報リテラシー応用を除く）のうち、未修得科目数を2科目以内とすること。
 - (iii) 選択科目のうち、外国語科目を2単位以上修得していること。
- (2) 2年次から3年次および3年次及び4年次への進級基準

次の要件を満たす場合に限り、次の年度に1つ上位の学年に進級することができます。

- (i) 当該年次必修科目の「専門教育に関する授業科目（専門基礎科目）」及び「専門教育に関する授業科目（専門教育科目）」を全て修得していること。
- (ii) 当該年次までの必修科目の「教養に関する科目」のうち、未修得科目数を2科目以内とすること。

また、看護学部では、看護系人材に必要となる能力を着実に身につけるために、学生のレディネス(学習のために必要な準備状態)を考慮したカリキュラム編成を行っています。そのため、基礎看護学領域・発達段階別看護学領域・看護統合領域といった各領域において、それぞれ必要な知識・技術・態度を「講義」「演習」「実習」形式で段階的に学修します。

このことから、特定の授業科目には「□□□領域の全ての講義・演習科目を修得済みであること」といった「当該科目を履修するための条件(履修条件)」を設定しています。

進級基準と合わせて、履修条件 (p.20) をよく確認してください。

修業年限及び在学年限

看護学部の修業年限は4年です(学則第18条)。また、在学年限は修業年限の2倍と定められており(学則第19条)、その限度を超えて在籍することはできません。

卒業研究

卒業研究は、大学(学部)教育の総まとめとも言える科目の一つで、3年次から4年次にかけて実施

されます。これまでに各教科目で修得してきた知識、技能を総合的、発展的に駆使して特定の研究課題に取り組みます。その成果が合格と判定されれば所定の単位が認定されます。

看護学部の卒業研究では、3年次前期に「看護研究の基礎」を学んだ後、担当教員の指導のもとで「看護研究演習Ⅰ」において研究計画書を作成します。また、4年次になると「看護研究演習Ⅱ」において研究を実施し、論文作成や学内発表を行います。これらを通して、看護研究能力の基礎を養い、自己研鑽を積むことの意義や魅力を学びます。

・卒業研究の意義

卒業研究では、担当教員と話し合っ研究テーマを設定し、研究を行うこととなります。研究は、これまでの講義や実習と異なり、未知の事象の解明や創造を行う活動です。したがって、困難を伴い、所期の成果が容易に得られないケースも多く発生します。その反面、良い成果が得られたときには何物にも代え難い大きな感動や喜びが得られます。このような体験は、自信につながり、将来、様々な難局に直面した際にそれらを乗り越える勇気と、難問を解決する能力を与えてくれます。さらに、担当教員、あるいは同級生と研究上の議論を行うことは勿論ですが、同時にそれらのメンバーと日常的に接する中で、研究以外の人間的な触れ合い、多様な物の見方や考え方を学ぶ絶好のチャンスともなります。

・研究課題とゼミ配属

研究課題は各教員の領域や担当している研究によって異なります。研究紹介や教員への訪問などで、各教員が担当している研究内容を確認することもできます。

配属学生数は、教員あたりの学生数ができるだけ均等になるように設定されています。学生が希望の配属先を申請し、所定の方法により決定します。

臨地実習

看護学部の臨地実習は、既習の知識・技術・態度を統合して実践するとともに、保健・医療・福祉チームの一員として役割を遂行するための基礎的能力を身につけることを目的として実施します。

看護学部では、1年次から4年次にかけて、数多くの臨地実習を行います。臨地実習は看護実践力を修得し、かつ看護専門職としての態度や倫理観を養ううえで最も重要な授業科目です。看護実践力を身につけるためには、看護が必要とされる多様な場の多彩な状況への対応が求められることから、本学の

臨地実習は、高度医療の場としての「医療施設」、地域医療の場としての「在宅療養支援施設や看護・介護施設」及び健康支援の場としての「子育て支援センター、健診センターや保健所」等で行うこととしています。

卒業要件

看護学部を卒業するためには、4年以上在籍修学し、所定の授業科目を履修して128単位以上を修得するとともに、次表に示す条件を充足していなければなりません（履修規程別表第1付表）。

区分	教養科目	専門基礎科目	専門教育科目	合計
必修科目	17単位	26単位	74単位	117単位
選択科目	(外国語) 2単位以上	4単位以上	2単位以上	11単位以上
	(その他) 3単位以上			
合計	22単位以上	30単位以上	76単位以上	128単位以上

看護師国家試験及び保健師国家試験

看護師及び保健師国家試験は、看護師・保健師として必要な知識と素養があるか判断するための試験です。出題基準は4～5年毎に改定されており、2022年3月にはR5度版が厚生労働省より発表、2023年度から新基準が実施されています。

看護師国家試験の出題科目は、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと回復の促進」、「健康支援と社会保障制度」、「基礎看護学」、「成人看護学」、「老年看護学」、「小児看護学」、「母性看護学」、「精神看護学」、「在宅看護論／地域・在宅看護論」、「看護の統合と実践」です。なお、その出題基準は以下の表のとおりです。配点は基礎的問題である必修問題は1問1点、80点以上の正答率が必須です。一般問題は11科目から主に知識を問う出題で1問1点、状況設定問題は7科目から看護の現場で直面しうる状況に対し理解力・判断力を問う出題で1問2点、全体の平均以上の得点を取得することで合格となります。

看護師国家試験出題基準

	時間数	必修問題	一般問題	状況設定問題	総計
午前	2時間40分	50問	70問		120問
午後	2時間40分		60問	60問	120問
総計	5時間20分	50問	130問	60問	240問

保健師国家試験の出題科目は「公衆衛生看護学概論」、「公衆衛生看護学方法論Ⅰ・Ⅱ」、「対象別公衆衛生看護活動論」、「学校保健・産業保健」、「健康危機管理」、「公衆衛生看護管理論」、「疫学」、「保健統

計」、「保健医療福祉行政論」です。なお、その出題基準は以下の表のとおりです。配点は一般問題1問1点、状況設定問題1問2点で80点以上取得することで合格となります。

保健師国家試験出題基準

	時間数	一般問題数	状況設定問題	総計
午前	1時間15分	40問	15問	55問
午後	1時間20分	35問	20問	55問
総計	2時間35分	75問	35問	110問

保健師、看護師共に大学での広範囲な学習と、それを統合して実践した臨地実習での体験学習で培った実践力が要求されます。

数理・データサイエンス・AI教育プログラムについて

内閣府が発表した「AI戦略2019」では、政府が標榜するSociety5.0の実現に向け、「文理を問わず全ての大学・高専生（約50万人卒／年）が課程にて初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得」すること等を具体的目標として掲げています。本学では2021年度入学生から「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」を開始しました。医療科学及び生命科学分野の専門人材として、現代の「データ駆動型の社会」に対応するために必要な「数理・データサイエンス・AIの基礎的素養」を習得することを目指します。対象科目を履修し単位認定されると、プログラム修了認定証が発行されます。

対象科目は以下のとおりです。

【看護学部看護学科】

情報リテラシー基礎
情報リテラシー応用

諸 規 程

新潟薬科大学看護学部授業科目 履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟薬科大学学則（以下「学則」という。）第43条及び新潟薬科大学授業科目の区分等に関する規程第4条の規定に基づき、看護学部の教育課程及び履修方法等に関し必要な事項を定める。

(授業科目の履修)

第2条 授業科目の区分、単位数、履修年次学期及び必修選択の別は、別表のとおりとする。

- 2 別表第1において、在籍する学年に配当された授業科目を履修することができる。ただし、在籍学年の必修科目と時間割が重複しない場合、所定の期日までに履修申請することにより、下の学年に配当されている科目を履修することができる。
- 3 必修科目については、履修申請を必要としない。
- 4 過年度に履修し、単位を修得した科目を再度履修（以下「再履修」という。）する際は、所定の期日までに履修申請しなければならない。
- 5 選択科目の履修に当たっては、所定の期日までに履修申請しなければならない。
- 6 選択科目の履修申請について、その科目の履修申請数が定員を超えたときには、履修を許可しない場合がある。
- 7 受け付けられた履修申請は、原則として変更を認めない。
- 8 同じ曜日・時限に開講される複数科目を重複して履修することはできない。
- 9 次学年に進級できなかった者（以下「留年者」という。）の履修の特例については別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第2条の2 各年度の履修登録単位数の上限は48単位とする。

(授業の出席)

第3条 授業はすべて出席しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、所定の期日までにその事由を証明する書類を添え、申請があった場合は欠席に算入しない。

- (1) 忌引き（事由発生日を1日目として、父母の喪7日以内、祖父母・兄弟姉妹の喪5日以内、その他の親族の喪1日以内）
- (2) 学校保健安全法施行規則第18条に示されている感染症に罹患した場合

(3) 災害により被災した場合

(4) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づき、裁判員に選任され、その任務を果たした場合

(5) 公共交通機関の遅延による場合

(6) スポーツなどの大会参加（全国大会または北信越大会等の地区ブロック大会に限る）

(7) その他、大学がやむを得ない事情として認めた場合

(定期試験)

第4条 定期試験は、当該授業が終了する学期末までに、予め必要事項を発表して学期末又は学年末等別に定める期間に実施する。

2 各科目につき、授業時間数の3分の2以上授業に出席している者に受験資格を与える。ただし、定められた期限までに所定の学費を納入していない者には受験資格を与えない。

3 科目担当教員は、定期試験に代えて、レポートを課すことができる。

4 定期試験に代えて、レポートを課す場合、授業出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない授業科目については、当該授業科目に係る定期試験に代わるレポートを提出することができない。

(定期試験の欠席)

第5条 定期試験を欠席した者は、当該試験日から1週間以内に試験欠席届を提出しなければならない。

(成績評価と単位の認定)

第6条 授業の成績評価は、定期試験による評価の他、レポート評価や小テストの結果等により評価することができる。成績評価及び評価基準は、次のとおりとする。

区分	評価	評点	GP	評価基準
合格	S (秀)	90点以上	4.0	授業科目の到達目標を十分達成し、特に優れている
	A (優)	80点以上 90点未満	3.0	授業科目の到達目標を十分達成し、優れている
	B (良)	70点以上 80点未満	2.0	授業科目の到達目標を達成している
	C (可)	60点以上 70点未満	1.0	授業科目の到達目標を最低限達成している
不合格	D (不可)	60点未満	0.0	授業科目の到達目標を達成していない
	X (追欠)	欠		天災、疾病などやむを得ない事情により定期試験を欠席
	Y (欠)			試験を欠席
	Z (否)	否		授業出席回数不足により不合格
認定	E (認)	単位認定科目	GP対象外	転学部などにより他学部等で修得した科目を本学部の単位として認定

2 前項に規定する成績評価をもとに、GPA (Grade Point Average / 成績平均点数) を算出する。

3 第1項に規定する成績評価のうち、次の各号のいずれかに該当する場合に成績評価を「Z (否)」とする。

(1) 講義・演習科目において、授業出席回数が授業回数の3分の2に達しない場合

(2) 実習科目において、授業出席回数が授業回数の4分の3に達しない場合

(追試験)

第7条 追試験は、定期試験の受験資格を満たし、第3条各号のいずれかに該当する事由により、定期試験を受けることができなかつた者が、所定の期日までにその事由を証明する書類を添えて申請があつた場合に実施する。

2 追試験の最高評価点は、90点とする。

3 追試験を受験する者は、所定の期日までに1科目につき1,000円の手数料を納付しなければならない。

(再試験)

第8条 再試験は、科目担当教員が必要と認めた場合に、定期試験不合格者のうち所定の期日までに受験を申請した者に対して実施する。

2 再試験の最高評価点は、60点とする。

3 再試験を受験する者は、所定の期日までに1科目につき2,000円の手数料を納付しなければならない。

(補習実習)

第9条 補習実習は、第3条各号のいずれかに該当する事由により、実習科目を欠席した者が、所定の期日までにその事由を証明する書類を添えて申請があつた場合に検討し、必要と認めた場合に実施することができる。

2 その他補習実習に関して必要な事項は別に定める。

(受験上の順守事項)

第10条 第4条、第7条、第8条及びこれに準ずる試験の受験に際しては、別に定める事項を順守しなければならない。

(進級)

第11条 各学年において、別に定める進級基準を満たす単位を修得した者は、次学年に進級できる。

(不合格科目の再履修)

第12条 不合格となった必修科目は、原則として次年度に再履修するものとする。

2 再履修は授業への出席を原則とするが、再履修

科目が在籍学年の必修科目と授業時間が重複した場合やキャンパス間移動に伴い履修が困難な場合、科目担当者が適当と認めるときには当該科目の出席が3分の2を超えている者に対して、出席以外の他の方法に代えることができる。

(留年者の授業科目の履修の特例)

第13条 留年者は、当該年次の未修得科目の単位を修得する際には、再履修しなければならない。

2 留年者は、当該年次の既修得科目のうち、科目担当教員により指定された必修科目及び選択科目については、再履修しなければならない。

3 留年者は、当該年次の科目で、過年度に既に修得した科目について、申請の上再履修することができる。

4 前2項で履修した科目の成績は、再履修で得た成績と既修得成績のいずれかよい方とする。

(雑則)

第14条 この規程で定めるもののほか、授業科目に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、看護学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月9日から施行する(第6条の変更、第9条の追加及び別表第1の変更)。ただし、改正後の別表第1の規定については、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する(第2条第1項の別表第1の変更、第12条の追加)。

年次別授業科目単位配分表

別表第1

(必修科目)

区分	授業科目	単位数	配当学年・学期と単位数								卒業の要件	
			1年		2年		3年		4年			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
教養に関する科目	人文社会科学	スタートアップセミナー	2	2								17単位
		社会学	1	1								
		人間関係論	1	1								
		医療倫理	1		1							
		文化人類学	1	1								
	自然科学	環境と健康	1	1								
		食物と健康	1		1							
		薬と健康	1		1							
		情報リテラシー基礎	2	2								
	外国語	情報リテラシー応用	2		2							
		英語Ⅰ	2	2								
英語Ⅱ		1		1								
		英語Ⅲ	1				1					
専門教育に関する授業科目(専門基礎科目)	人間と健康	人体の構造と機能Ⅰ	2	2							26単位	
		人体の構造と機能Ⅱ	2	2								
		人体の構造と機能Ⅲ	1		1							
		疾病の原因と成り立ち	2		2							
		疾病の予防と治療Ⅰ	2		2							
		疾病の予防と治療Ⅱ	2			2						
		疾病の予防と治療Ⅲ	1			1						
		薬理学と薬剤管理	2		2							
		感染症と微生物	1			1						
	健康と社会環境	栄養学	1				1					
		医療と看護の歴史	1	1								
		家族看護学◎	1		1							
		公衆衛生学	2		2							
		臨床心理学	1	1								
		人間工学	1				1					
		社会保障と法	1				1					
		多職種連携	1				1					
		疫学◎	2					2				
専門教育に関する授業科目(専門教育科目)	基礎看護学	看護学原論	2	2							74単位 (次頁へつづく)	
		看護の基本技術	1		1							
		援助的人間関係論	1		1							
		看護倫理学	1				1					
		生活支援技術論	2			2						
		治療過程支援技術論	1				1					
		ヘルスアセスメント演習	1			1						
		看護過程展開技術演習	1				1					
		生活支援技術演習	2			2						
		治療過程支援技術演習	1				1					
		基礎看護学実習Ⅰ	1	1								
	基礎看護学実習Ⅱ	2				2						
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論◎	2	2								
		地域・在宅看護論	2		2							
		地域・在宅看護関係法規◎	1			1						
		地域・在宅看護技術演習◎	2			2						
		在宅看護論実習	2				2					
		健康生活自己管理支援実習	2					2				
	成人看護学	成人看護学概論	1			1						
		健康の慢性的揺らぎのある成人の看護	2			2						
		急激な健康破綻をきたした成人の看護	2				2					
		成人看護技術演習	1					1				
		健康の慢性的揺らぎのある成人の看護実習	2						2			
急激な健康破綻をきたした成人の看護実習		2							2			

(選択科目)

区 分	授 業 科 目	単 位 数	配当学年・学期と単位数								卒業の要件	
			1年		2年		3年		4年			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
教養に関する科目	人文社会・ 教育科学	音楽と健康	1	1								3単位以上
		心理学	1	1								
		教育学	1		1							
		日本国憲法◇	2							2		
	科学 自然	プログラミング基礎	2			2						
		歯と健康	1							1		
		漢方とサプリメント	1							1		
	体育	スポーツ◇	1	1								
		健康とスポーツ◇	1							1		
	外国語	中国語	2	2								
コリア語		2	2									
ロシア語		2	2									
ドイツ語		2	2									
海外語学研修		1			1							
専門基礎科目	健康と 社会環境	ケアの基本理念	1	1							4単位以上	
		在宅医療	1		1							
		保健医療福祉行政論◎	2				2					
		保健統計学◎	2				2					
		ボランティア論	1							1		
専門教育科目	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論◎	2			2					2単位以上	
		公衆衛生看護活動論Ⅰ◎※	2				2					
		公衆衛生看護活動論Ⅱ◎※	2				2					
		公衆衛生看護管理論◎※	2				2					
		公衆衛生看護政策論◎※	1						1			
		公衆衛生看護学演習◎※	1						1			
		公衆衛生看護学実習Ⅰ◎※	2						2			
		公衆衛生看護学実習Ⅱ◎※	3						3			
	看護統合と 課題探究	看護教育学	1							1		
		新たな医療と看護の課題	2							2		
		1							1			

備考 1 網掛けした授業科目は、演習・実習・実技科目を表す。

2 演習・実習科目の履修条件については、「別表第2」参照のこと。

3 ◎が付いている授業科目は、保健師課程必修科目を表す。

4 ※が付いている授業科目は、保健師課程履修者のみ履修可能であることを表す。

5 保健師課程資格取得者で、◇の科目を修得した学生は、都道府県教育委員会への申請により「養護教諭二種免許状」を取得できる。

別表第1付表 卒業要件単位区分表

区 分	教 養 科 目	専 門 基 礎 科 目	専 門 教 育 科 目	合 計
必 修 科 目	17単位	26単位	74単位	117単位
選 択 科 目	5単位以上 (外国語2単位以上 を必ず含む)	4単位以上	2単位以上	11単位以上
合 計	22単位以上	30単位以上	76単位以上	128単位以上

履修条件一覧

別表第2

区分	授業科目	履修条件
演 習 科 目	ヘルスアセスメント演習	基礎看護学領域の全ての講義科目及び基礎看護学実習Ⅰを修得済み又は修得見込みであること。
	看護過程展開技術演習	基礎看護学領域の全ての講義科目及び基礎看護学実習Ⅰを修得済み又は修得見込みであること。
	生活支援技術演習	基礎看護学領域の全ての講義科目及び基礎看護学実習Ⅰを修得済み又は修得見込みであること。
	治療過程支援技術演習	基礎看護学領域の全ての講義科目及び基礎看護学実習Ⅰを修得済み又は修得見込みであること。
	地域・在宅看護技術演習	地域・在宅看護論領域の全ての講義科目を修得済み又は修得見込みであること。
	成人看護技術演習	成人看護学領域の全ての講義科目を修得済み又は修得見込みであること。
	老年看護技術演習	老年看護学領域の全ての講義科目を修得済み又は修得見込みであること。
	小児看護技術演習	小児看護学領域の全ての講義科目を修得済み又は修得見込みであること。
	母性看護技術演習	母性看護学領域の全ての講義科目を修得済み又は修得見込みであること。
	精神看護技術演習	精神看護学領域の全ての講義科目を修得済み又は修得見込みであること。
	看護研究演習Ⅰ	3年次までに開講される看護統合と課題探究領域の全ての講義科目(必修科目)を修得済み又は修得見込みであること。
	看護研究演習Ⅱ	3年次までに開講される看護統合と課題探究領域の全ての講義科目(必修科目)及び看護研究演習Ⅰを修得済み又は修得見込みであること。
公衆衛生看護学演習	公衆衛生看護学領域の全ての講義科目を修得していること。	
実 習 科 目	基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学領域の全ての講義・演習科目及び基礎看護学実習Ⅰを修得していること。
	在宅看護論実習	地域・在宅看護論領域の全ての講義・演習科目を修得していること。
	健康生活自己管理支援実習	地域・在宅看護論領域の全ての講義・演習科目を修得していること。
	健康の慢性的揺らぎのある成人の看護実習	成人看護学領域の全ての講義・演習科目を修得していること。
	急激な健康破綻をきたした成人の看護実習	成人看護学領域の全ての講義・演習科目を修得していること。
	老年看護学実習	老年看護学領域の全ての講義・演習科目を修得していること。
	小児看護学実習	小児看護学領域の全ての講義・演習科目を修得していること。
	母性看護学実習	母性看護学領域の全ての講義・演習科目を修得していること。
	精神看護学実習	精神看護学領域の全ての講義・演習科目を修得していること。
	チーム医療実習	基礎看護学実習Ⅱ、在宅看護論実習、老年看護学実習、精神看護学実習の実習科目及びチーム医療論を修得していること。
	看護管理学実習	上記全ての実習科目及び看護管理学を修得していること。
公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ	公衆衛生看護学領域の全ての講義・演習科目を修得していること。	

新潟薬科大学看護学部進級基準

<令和5年度、令和6年度の入学生に適用>

この基準は、新潟薬科大学看護学部授業科目履修規程第11条の規定に基づき、進級のために修得しなければならない単位等進級に必要な要件について定める。

1. 1年次から2年次への進級基準

次の要件をいずれも満たす場合に限り、次の年度に2年次に進級することができる。

- (1) 当該年次の必修科目を全て修得していること
- (2) 「教養に関する科目」の選択科目のうち、外国語科目を2単位以上修得していること

2. 2年次から3年次及び3年次から4年次への進級基準

次の要件を満たす場合に限り、次の年度に1つ上位の学年に進級することができる。

- (1) 当該年次の必修科目を全て修得していること。
ただし、複数年次に渡って開講される実習科目については、開講最終年次に成績評価を行うため、開講初年次の進級判定対象科目から除く。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

<令和7年度以降の入学生に適用>

この基準は、新潟薬科大学看護学部授業科目履修規程第11条の規定に基づき、進級のために修得しなければならない単位等進級に必要な要件について定める。

1. 1年次から2年次への進級基準

次の要件をいずれも満たす場合に限り、次の年度に2年次に進級することができる。

- (1) 1年次必修科目の「専門教育に関する授業科目（専門基礎科目）」及び「専門教育に関する授業科目（専門教育科目）」を全て修得していること
- (2) 1年次必修科目の「教養に関する科目」（情報リテラシー基礎及び情報リテラシー応用を除く）のうち、未修得科目数を2科目以内とすること
- (3) 選択科目のうち、外国語科目を2単位以上修得していること

2. 2年次から3年次及び3年次から4年次への進級基準

次の要件を満たす場合に限り、次の年度に1つ上位の学年に進級することができる。

- (1) 当該年次必修科目の「専門教育に関する授業科目（専門基礎科目）」及び「専門教育に関する授業科目（専門教育科目）」を全て修得していること
- (2) 当該年次までの必修科目の「教養に関する科目」のうち、未修得科目数を2科目以内とすること

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和7年度1年次入学生から適用し、施行日前日において現に在籍する者については、なお従前の例による。

新潟薬科大学看護学部受験心得

この心得は、新潟薬科大学看護学部授業科目履修規程第10条の規定に基づき、受験に際し受験生が順守すべき事項について定める。

(試験における順守事項)

- 1 受験生は下記の事項を順守しなければならない。
 - (1) 試験開始時刻までに指定された席に着席すること。ただし、遅刻者については試験開始時刻から30分以内に着席すれば受験を認める。
 - (2) 試験中は、筆記用具以外の携帯品は試験監督者が指示する場所に置くこと。
 - (3) 学生証を机の上に置くこと。学生証又は仮学生証のない学生は受験できない。学生証を忘れた者は、試験開始前に仮学生証の交付を受けること。有効期限は1日で、再交付はしない。
 - (4) 試験開始時刻から30分間及び終了時刻前の5分間は退席しないこと。
 - (5) 前第1号から第4号にかかわらず、特別に定める事項がある場合には、それに従うこと。
 - (6) その他試験場内においては試験監督者の指示に従うこと。
 - (7) 試験中に不正とみなされる行為（以下「不正行為等」という。）をしないこと。

(不正行為等)

- 2 前項第7号に規定する試験における不正行為等とは、以下の号に該当する行為をいう。
 - (1) 机上や見える位置に事前書き込みをする又はそれに類する物品を故意に配置し、それを閲覧する。
 - (2) 許可されていない物品を机上に置く、身につける又は使用する。
 - (3) 解答開始の指示の前に問題を閲覧する又は解答を始める。
 - (4) 他人の学生証を提示する又は他人の氏名を解答用紙に記入する。
 - (5) 他の受験者と会話する又は解答を教える。
 - (6) 他の受験者の解答用紙等を見る又は解答を教わる。
 - (7) 解答用紙を提出する前に問題用紙を場外へと持ち出す。
 - (8) 解答用紙を試験監督者に提出せずに場外へと持ち出す。

- (9) 解答終了の指示があったにもかかわらず解答を続ける。
- (10) 試験監督者等の制止にかかわらず他人への迷惑行為を続ける。
- (11) その他公正な試験の実施を阻害すると認められる行為をする。

(処分)

- 3 前第1項第7号に規定する試験における不正行為があった場合、その試験が実施された学期中の実習科目を含む全ての科目について零点扱いとし、当該学期中の追試験及び再試験の受験資格を与えない。

附 則

この心得は、令和5年4月1日から施行する。

新潟薬科大学看護学部GPA制度及びCAP制に関する取扱要項

(趣旨)

1 この要項は、新潟薬科大学看護学部授業科目履修規程（以下「履修規程」という。）第2条の2及び第6条第2項の規定に基づき、グレード・ポイント・アベレージ（成績平均値をいう。以下「GPA」という。）制度及び履修登録単位数の上限設定（以下「CAP制」という。）の運用に必要な事項について定める。

(目的)

2 GPA制度は、透明性の高い成績管理と履修指導、学生の責任のある履修行為の促進、学習意欲の向上を目的として実施する。

(GPAの算出方法)

3 GPA制度は次に掲げる方法で運用する。

(1) 履修規程第6条第1項に定める成績評価に与えられる数値グレード・ポイント（以下「GP」という。）は、次のとおりとする。

区分	評価	評点	GP	評価基準
合格	S (秀)	90点以上	4.0	授業科目の到達目標を十分達成し、特に優れている
	A (優)	80点以上 90点未満	3.0	授業科目の到達目標を十分達成し、優れている
	B (良)	70点以上 80点未満	2.0	授業科目の到達目標を達成している
	C (可)	60点以上 70点未満	1.0	授業科目の到達目標を最低限達成している
不合格	D (不可)	60点未満	0.0	授業科目の到達目標を達成していない
	X (追欠)	欠		天災、疾病などやむを得ない事情により定期試験を欠席
	Y (欠)			試験を欠席
	Z (否)	否	授業出席回数不足により不合格	
認定	E (認)	単位認定科目	GP対象外	転学部などにより他学部等で修得した科目を本学部の単位として認定

(2) GPAの算出方法は、履修した授業科目の単位数にGPを乗じ、その合計を履修単位数の合計で除して算出する。

GPAの算出方法

秀の修得単位数×4.0+優の修得単位数×3.0+良の修得単位数×2.0+可の修得単位数×1.0

総履修登録単位数

(3) GPAは小数第4位を四捨五入し、小数第3

位までの数値とする。

(4) 留年後、当該年次の科目を再履修した場合、再履修後の評価と既修得の評価のいずれか良い方をGPA算出の基礎とする。

(対象授業科目)

4 GPAの対象科目は、履修登録したすべての授業科目とする。ただし、次に掲げる科目は、GPAの対象科目から除外する。

- (1) 新潟薬科大学学則第40条、41条及び42条により、本学の授業科目の履修により修得したものと単位認定された科目
- (2) 履修登録取消期間に、学生から別に定める履修取消申請書により申請があった科目
- (3) 履修登録取消期間を経過した後、休学、病気欠席等のやむを得ない事由で、学生から履修取消申請書により申請があった科目で、看護学部長が許可した科目

(学修指導)

5 看護学部長はGPAによる成績分布状況を把握し、年間GPAが1.0以下の学生に対し、アドバイザー教員とともに学修指導を行う。

(退学勧告)

6 2年連続で年間GPAが1.0以下の場合、学長は当該学生に退学勧告を行うことができるものとする。

(CAP制)

7 CAP制は、単位制度を実質化し、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的とするもので、次に掲げる方法で運用する。

- (1) 各年度の履修登録単位数の上限を48単位とする。
- (2) 当該年度の直前年度GPAに基づき、次の単位数を上限とする。

直前の年のGPAが3.0以上の者	48単位
直前の年のGPAが1.5以上3.0未満の者	47単位
直前の年のGPAが1.5未満の者	46単位

(その他)

8 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(改廃)

9 この要項の改廃は、看護学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。(第3条の変更)

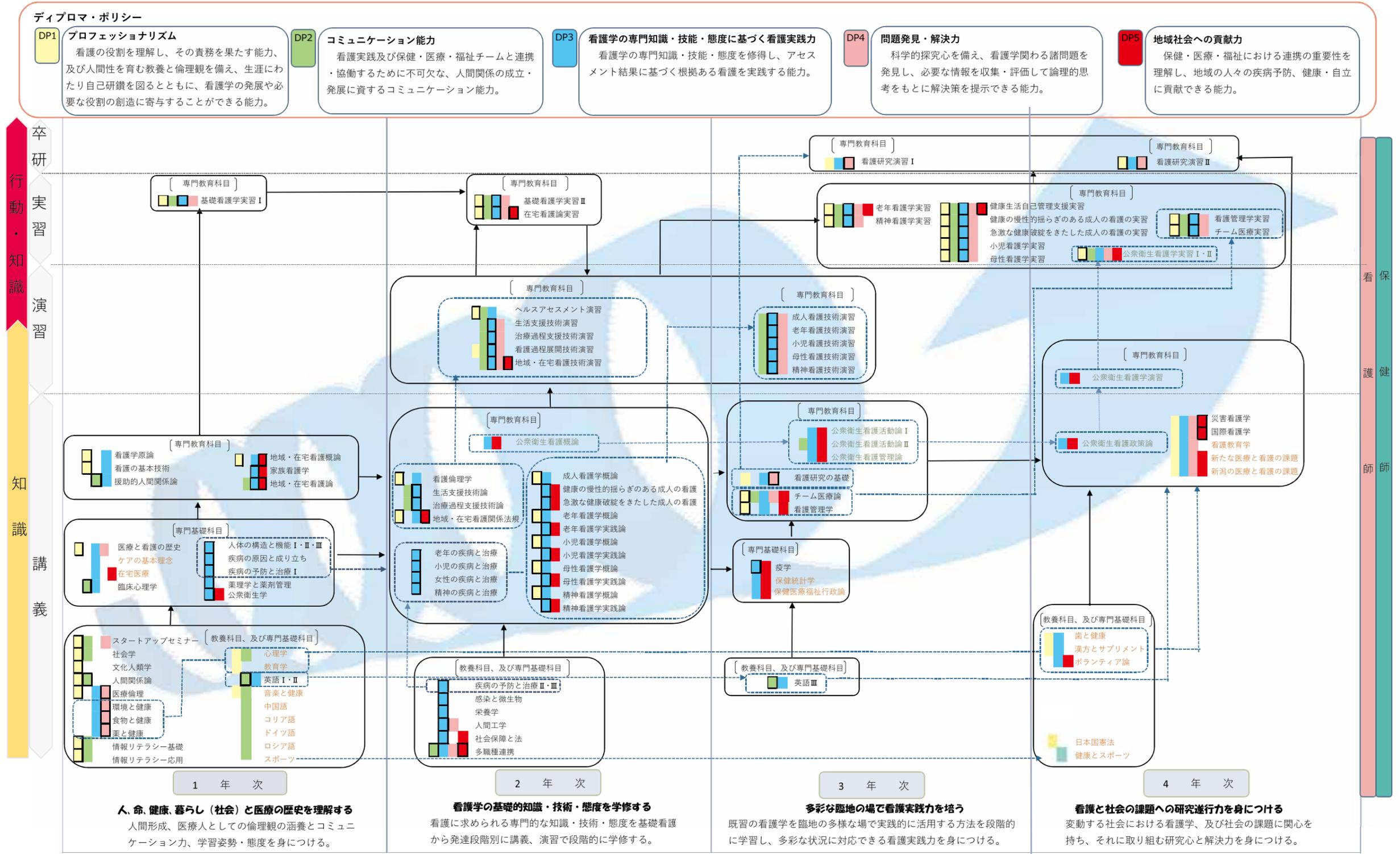
資 料

看護学部カリキュラムマップ（授業科目ごと）

□：必修科目 ■：選択科目 ※：保健師課程必修科目 ◎DP達成に特に重要な科目 ○DP達成に重要な科目

科目区分	配当年次	授業科目	身につける能力と資質 (DP)	プロフェッショナルリズム	コミュニケーション能力	看護学の知識・技能・態度に基づく看護実践能力	問題発見・解決力	地域社会への貢献力	
			看護の役割を理解し、その責務を果たす能力、及び人間性を育む教養と倫理観を備え、生涯にわたり自己研鑽を図るとともに、看護学の発展や必要な役割の創造に寄与することができる能力。	看護実践、及び保健・医療・福祉チームと連携・協働するために不可欠な、人間関係の成り立ち・発展に資するコミュニケーション能力。	看護学の専門知識・技能・態度を修得し、アセスメント結果に基づき実践する能力。	科学的探究心を備え、看護学に関わる諸問題を発見し、必要な情報を収集・評価して論理的思考をもとに解決策を提示する能力。	保健・医療・福祉における連携の重要性を理解し、地域の人々の疾病予防、健康・自立に貢献する能力。		
教養に関する科目	人文社会・教育科学	1 スタートアップセミナー	○				○		
		1 社会学	○						
		1 人間関係論	○		○				
		1 医療倫理	○			○	○		
		1 文化人類学	○						
		1 音楽と健康	○		○				
		1 心理学	○		○				
		1 教育学	○						
	自然科学	4 日本国憲法	○						
		1 環境と健康				○	○		
		1 食物と健康				○	○		
		1 薬と健康				○	○		
		1 情報リテラシー基礎・応用	○		○				
		2 プログラミング基礎					○		
		4 歯と健康	○			○			
		4 漢方とサプリメント	○			○			
	体育	1 スポーツ			○	○			
		4 健康とスポーツ				○			
	外国語	1 英語Ⅰ・Ⅱ			○				
		3 英語Ⅲ			○	○			
		1 中国語			○				
		1 コリア語			○				
		1 ロシア語			○				
		1 ドイツ語			○				
	4 海外語学研修			○					
	専門科目に関する授業科目（専門基礎科目）	人間と健康	1 人体の構造と機能Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ				○		
			1 疾病の原因と成り立ち				○		
			1・2 疾病の予防と治療Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ				○		
1 薬理学と薬剤管理						○			
2 感染症と微生物						○			
2 栄養学						○			
1 医療と看護の歴史			○			○	○		
1 家族看護学						○ ※		○ ※	
1 公衆衛生学						○		○	
1 臨床心理学					○	○			
健康と社会環境		2 人間工学				○	○		
		2 社会保障と法				○		○	
		2 多職種連携			○	○	○	○	
		3 疫学				○ ※		○ ※	
		1 ケアの基本理念				○	○		
		1 在宅医療				○		○	
		3 保健医療福祉行政論				○ ※		○ ※	
		3 保健統計学				○ ※		○ ※	
		4 ボランティア論				○		○	
		専門科目に関する授業科目（基礎看護学 専門教育科目）	1 看護学原論	○			○		
1 看護の基本技術	○				○				
1 援助の人間関係論				○	○				
2 看護倫理学	○				○				
2 生活支援技術論				○	○				
2 治療過程支援技術論				○	○				
2 ヘルスアセスメント演習	○				○				
2 看護過程展開技術演習	○				○	○			
2 生活支援技術演習				○	○	○			
2 治療過程支援技術演習				○	○	○			
1 基礎看護学実習Ⅰ	○				○	○			
2 基礎看護学実習Ⅱ	○				○	○			

科目区分	配当年次	身につける能力と資質 (DP)	プロフェッショナルリズム	コミュニケーション能力	看護学の知識・技能・態度に基づく看護実践能力	問題発見・解決力	地域社会への貢献力
			看護の役割を理解し、その責務を果たす能力、及び人間性を育む教養と倫理観を備え、生涯にわたり自己研鑽を怠るとともに、看護学の発展や必要な役割の創造に寄与することができる能力。	看護実践、及び保健・医療・福祉チームと連携・協働するために不可欠な、人間関係の成立・発展に資するコミュニケーション能力。	看護学の専門知識・技能・態度を修得し、アセスメント結果に基づき根拠ある看護を実践する能力。	科学的探究心を備え、看護学に関わる諸問題を発見し、必要な情報を収集・評価して論理的思考をもとに解決策を提示する能力。	保健・医療・福祉における連携の重要性を理解し、地域の人々の疾病予防、健康・自立に貢献する能力。
		授業科目					
公衆衛生看護学	2	公衆衛生看護学概論			○ ※		○ ※
	3	公衆衛生看護活動論 I			○ ※		○ ※
	3	公衆衛生看護活動論 II		○ ※	○ ※		○ ※
	3	公衆衛生看護管理論			○ ※		○ ※
	4	公衆衛生看護政策論			○ ※		○ ※
	3	公衆衛生看護学演習			○ ※		○ ※
	4	公衆衛生看護学実習 I	◎ ※	○ ※	○ ※	○ ※	○ ※
	4	公衆衛生看護学実習 II	◎ ※	○ ※	○ ※	○ ※	○ ※
地域・在宅看護論	1	地域・在宅看護概論	◎ ※		○ ※		◎ ※
	1	地域・在宅看護論		○	◎		◎
	2	地域・在宅看護関係法規	◎ ※		○ ※		◎ ※
	1	地域・在宅看護技術演習		○ ※	◎ ※	○ ※	◎ ※
	2	在宅看護論実習	◎	○	◎	○	◎
	3・4	健康生活自己管理支援実習	◎	○	◎	○	◎
成人看護学	2	成人看護学概論	◎		○		
	2	健康の慢性的揺らぎのある成人の看護			◎		○
	2	急激な健康破綻をきたした成人の看護			◎		○
	3	成人看護技術演習		○	◎	○	
老年看護学	3・4	健康の慢性的揺らぎのある成人の看護実習	◎	○	◎	○	
	3・4	急激な健康破綻をきたした成人の看護実習	◎	○	◎	○	
	2	老年看護学概論	◎		○		
	2	老年の疾病と治療			◎		
小児看護学	2	老年看護学実践論			◎		○
	3	老年看護技術演習		○	◎	○	
	3	老年看護学実習	◎	○	◎	○	○
	2	小児看護学概論	◎		○		
	2	小児の疾病と治療			◎		
母性看護学	2	小児看護学実践論		○	◎		○
	3	小児看護技術演習		○	◎	○	
	3・4	小児看護学実習	◎	○	◎	○	
	2	母性看護学概論	◎		○		
	2	女性の疾病と治療			◎		
精神看護学	2	母性看護学実践論			◎		○
	2	母性看護学技術演習		○	◎	○	
	3	母性看護学実習	◎	○	◎	○	
	3・4	母性看護学実習	◎	○	◎	○	
	2	精神看護学概論	◎		○		
看護の統合と課題の探求	2	精神の疾病と治療			◎		
	2	精神看護学実践論			◎		○
	3	精神看護技術演習		○	◎	○	
	3	精神看護学実習	◎	○	◎	○	
	3	チーム医療論	◎	○	○	○	○
	4	チーム医療実習	◎	○	◎	○	
	3	看護管理学	◎		○		○
	4	看護管理学実習	◎	○	◎	○	
	3	看護研究の基礎	○		○	◎	
	3	看護研究演習 I	○		○	◎	
4	看護研究演習 II	◎		○	◎		
4	災害看護学	○		○	○	◎	
4	国際看護学	○		○	○	◎	
4	看護教育学	○		○	○		
4	新たな医療と看護の課題	○		○	○	○	
4	新湯の医療と看護の課題	○		○	○	○	



- 1.本図は [色] で示す5つのディプロマ・ポリシーと科目との関係、カリキュラム進行における順次性・つながりを示しています。
- 2.枠線で囲まれたラベル [色] は、ディプロマ・ポリシー達成に特に重要な科目を、枠線のないラベル [色] は、ディプロマ・ポリシー達成に重要な科目を表しています。
- 3.黒字は必修科目、茶字は選択科目、緑字は保健師課程科目です。
4. [] → は主要科目群の段階的学習を深める流れを示しています。
5. [] → は特に関連の深い科目の段階的学習の流れを示しています。